諮問庁:経済産業大臣

諮問日:令和3年8月23日(令和3年(行情)諮問第342号)

答申日:令和5年6月12日(令和5年度(行情)答申第115号)

事件名:ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第一次締切で採択

された特定会社が提出した申請書類の不開示決定(不存在)に関す

る件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき,これを保 有していないとして不開示とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月8日付け2021020 4公開経第4号により経済産業大臣(以下「経済産業大臣」、「処分庁」 又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

ものづくり・商業・サービス生産性向上推進補助金事業の実施については、中小企業庁から全国中小企業団体中央会へ委託されているが、発注元である中小企業庁が補助金事業に関する審査資料を持っていないとは考えられず、請求対象文書を保有していると考えられ、また所管する経済産業省についても文書を保持していると考えられるため。

(2) 意見書

令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (以下「本事業」という。)について,国が独立行政法人中小企業基盤 整備機構(以下「中小機構」という。)に対して運営費交付金して(原 文ママ),本事業を実施している点に関しては,理解した。

中小機構の運営費交付金について、例年中小企業庁が概算要求を行っている。概算要求をしている中小企業庁は、中小機構が行った事業について、何も情報を保有している(原文ママ)とは考えにくく、事業内容の検討等のために情報を持っていると考えるのが普通である。補助業者の選定が適正に行われたかも当然報告されているべきである。そして中小企業庁の上級庁である経済産業省にも報告されていると考えられる。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律三条において、 各省各庁の長は、補助金等の予算の執行について、公正かつ効率的に使 用するよう努力義務が課せられており、所管する独立行政法人の予算執 行について、監督する義務があると考えられることから、何かしらの情 報を持っていると考えられる。

よって、請求する文書は存在すると考えるので、当該文書の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1)審査請求人は、令和3年2月2日付けで、法4条1項の規定に基づき、 処分庁に対し、「①令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産 性向上促進補助金第一次締切で採択された以下の企業が提出した申請書 類の全て・特定会社(着物業界に革命を!レンタル袴事業のIT化で顧 客満足度向上 123010120番)」の開示請求(以下「本件開示 請求」という。)を行い、処分庁は、同月4日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を経済産業省では保有していないため、法9条2項の規定に基づき、令和3年3月8日付け20210204公開経第4号をもって、これを不開示とする原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 4条1号の規定に基づき、令和3年5月31日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて 慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、 諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個 人情報保護審査会に諮問するものである。
- 2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第一次締切りで採択された特定会社の「着物業界に革命を!レンタル袴事業のIT化で顧客満足度向上(123010120番)」に関し特定会社が提出した申請書類の全てである。

- 3 原処分における処分庁の決定及びその理由 処分庁は、本件対象文書について、経済産業省では作成も取得もしてお らず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とす る原処分を行った。
- 4 審査請求人の主張についての検討

- (1)審査請求人は、処分庁が経済産業省では作成も取得もしておらず保有 していないため不開示とした原処分を取り消し、請求対象文書を改めて 特定し開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象 文書の保有の有無について、具体的に検討する。
- (2) 「令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(以下「本事業」という。)」は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)に対して国が運営費交付金を交付し、中小機構が主体として実施する支援施策である「中小企業生産性革命推進事業」で行われている事業である。

このため、審査請求人が主張している「中小企業庁から全国中小団体中央会へ委託されている」等という関係性があるものではなく、経済産業省又は中小企業庁は、本事業に関し、全国中小企業団体中央会のみならず、中小機構とも何らかの委託契約を締結しているものではない。

- (3) 上記(2) のとおり、本事業は、中小機構が実施主体であり、中小機 構が交付要綱を制定して公表している。なお、交付要綱には、事務局 (全国中小企業団体中央会) が本事業を実施するために必要な手続及び 文書の様式等が定められており、事務局が中小機構に対して提出する文 書は、交付要綱4条1項に基づく「ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金交付申請書」,同8条1項に基づく「ものづくり・商 業・サービス生産性向上促進補助金計画変更(等)承認申請書」,同1 1条に基づく「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金事故 報告書」,同12条に基づく「ものづくり・商業・サービス生産性向上 促進補助金状況報告書」、同13条1項に基づく「ものづくり・商業・ サービス生産性向上促進補助金実績報告書」、同15条2項に基づく 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金精算(概算)払請 求書」、同16条1項に基づく「ものづくり・商業・サービス生産性向 上促進補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」、同 20条3項に基づく「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助 金財産処分承認申請書」、同22条1項に基づく「ものづくり・商業・ サービス生産性向上促進補助金に係る事業化等状況報告書(一般型・グ ローバル展開型)」,同22条2項に基づく「ものづくり・商業・サー ビス生産性向上促進補助金に係る事業化等状況報告書(ビジネスモデル 展開型)」,及び同23条に基づく「ものづくり・商業・サービス生産 性向上促進補助金に係る産業財産権等取得等届出書」であるが、いずれ の文書についても、事務局から補助金を交付された中小企業者に係る個 別具体的な情報を記載する様式とはなっていない。
- (4) 中小機構は、交付要綱により事務局から上記(3) の文書の提出を受

けているが、経済産業省から中小機構及び事務局に対し当該文書の提供 を求めたことはなく、また、特定会社の本事業に係る個別具体的な情報 について、経済産業省は、中小機構及び事務局から何らかの報告を受け ることとはなっておらず、文書も取得してもいないため、本件対象文書 を保有していない。

5 結論

以上により,本件審査請求については何ら理由がなく,原処分の正当性 を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和3年8月23日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月7日 審査請求人から意見書を収受

④ 令和5年5月19日 審議

⑤ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は本件対象文書を 保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以 下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
 - ア 本事業は、中小機構が、主務大臣である経済産業大臣が示した中期 目標に応じて平成31年3月に作成し経済産業大臣の認可を受けた第 4期中期計画の「生産性向上」に係る業務の一環として実施されてい るものであり、中小企業等が革新的サービス開発・試作品開発・生産 プロセスの改善を行う際の設備投資等を支援するものである。
 - イ 経済産業省は、本事業も含めた第4期中期計画に基づく業務の実施 財源として、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)46条 に基づき運営費交付金を中小機構に交付している。運営費交付金は、 独立行政法人が弾力的に業務を行っていくための財源として措置する ものであり、運営費交付金を交付された独立行政法人は、中期計画の 範囲において主務大臣の事前の関与を受けることなく、当該交付金を 財源とした業務を実施することができる。
 - ウ 本事業の実施に当たり、中小機構は、「ものづくり・商業・サービ

ス生産性向上促進補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)を 制定し、中小企業等への補助金交付業務等を実施する事務局に対して 事務局経費等を対象経費とする補助金を交付している。同事務局に選 定された全国中央会は、中小機構の承認を得た上で、中小企業等への 補助金交付規程(以下「交付規程」という。)を制定し、中小企業等 に対して革新的な商品・サービス開発に要する経費等を対象経費とす る補助金を交付している。

- エ 上記イのとおり、本事業は、運営費交付金を財源として中小機構が 実施しているものであり、国の運営費交付金である以上、そもそもと して補助金適正化法の対象外であるところ、中小機構は交付要綱の制 定に関して、経済産業省の承認等を必要とせず、交付要綱にも経済産 業省への資料提出等を義務付ける規定は設けられていない。全国中央 会が制定する交付規程についても同様であり、経済産業省への資料提 出等を義務付ける規定は設けられていない。
- オ また、中小機構は、本事業も含め第4期中期計画に定めた事業の実施状況等について記載した業務報告書を通則法32条に基づき経済産業省に提出するとともに公表しているが、同報告書への記載は中小機構が全国中央会を通じて補助金を交付した件数等にとどまり、個別の中小企業等の具体的な情報を記載するものとはなっていない。
- カ 他方,例外として,経済産業省は,通則法35条の12に基づいて, その業務に関し監督上必要な命令をすることができ,事業者に関する 情報提供を受けることがある。例えば,会計検査院法に基づく会計検 査の対応では,経済産業省に対して予算執行の適正性の観点から見解 を求められることがあり,中小機構から交付要綱,全国中央会から交 付規程,採択者一覧,公募要領及び交付要綱に基づき中小機構に提出 した補助事業の実績報告書等の写しの提供を受ける場合がある。しか し,特定会社に関しては,過去に上記のような対応も発生したことが ないために,申請書類に関する情報提供も受けていない。
- キ 本件審査請求を受けて、念のため、経済産業省の担当部署等において、書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。
- (2) 当審査会において、本事業に係る行政事業レビューシートを確認した ところ、本事業が中小機構に対する運営費交付金を用いて実施されてい ることが認められる。また、諮問庁から交付要綱の提示を受けて確認し たところ、本事業による補助金の交付を申請する企業から全国中央会に 提出された申請書類は、全国中央会から中小機構に提出する文書として 規定されていないこと及び中小機構から経済産業省に対する文書提出に ついて規定されていないことが認められ、諮問庁から交付規程の提示を

受けて確認したところ、全国中央会から経済産業省に対する文書提出について規定されていないことが認められる。さらに、中小機構の業務報告書を確認したところ、本事業に係る記載は補助金交付件数等であり、全国中央会から補助金を交付された企業に係る個別具体的な情報は記載されていないことが認められる。

そうすると、処分庁は全国中央会又は中小機構から本件対象文書を取得していないとの上記第3の4(4)及び上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記(1)キの探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって,経済産業省において,本件対象文書を保有しているとは 認められない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有して

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 太田匡彦,委員 佐藤郁美

いるとは認められず, 妥当であると判断した。

別紙(本件対象文書)

- ①令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第 一次締切で採択された以下の企業が提出した申請書類の全て
- ・特定会社(着物業界に革命を!レンタル袴事業のIT化で顧客満足度向上 123010120番)